# 特別養護老人ホーム くりや苑 重要事項説明書

介護福祉施設サービスを提供するにあたり、厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業所が あなたに説明すべき事項は、次のとおりです。(令和 6年 11月 30日現在)

### 1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 栗屋福祉会
主たる事業所の所在地	周南市大字栗屋792番地の1
法 人 種 別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 石川 喜隆
電 話 番 号	0834-25-2800

# 2. ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム くりや苑
	定員 90名 (1ユニット10名×9ユニット)
施設の所在地	周南市大字栗屋792番地の1
都道府県知事指定番号	山口県 3571501224号
施設長の氏名	施設長 植村 陽子
電 話 番 号	0834-25-2800
F A X 番 号	0834-25-2840

### 3. ご利用施設が併せて実施する事業

	事	業	0	種	類	都道府県知事の指定			利用定員
						指定年月	日	指 定 番 号	
	短期入所生活介護		平成 25 年 7月	1 日	山口県 3571501224 号	10名			
ĺ	居	包介	護支	援事	業	平成 25 年 7月	1日	山口県 3571501232 号	

# 4. 施設の目的

施	設	$\mathcal{O}$	要介護老人に対して、適正な介護老人福祉施設サービスを提供する
目		的	ことを目的とする
施運	設 営 方	の針	1. 事業所は、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(以下「ユニット」という。)ごとにおいて施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰を念頭におき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、栄養管理、健康管理及び療養上の世話を行なうことにより、入居者が相互に社会的関係を築きながらその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。 2. 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する市町村や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

### 5. 施設の概要

特別養護老人ホーム「くりや苑」

	敷	地	2649. 16 m <sup>2</sup>
		構 造	鉄筋コンクリート3階建 耐火構造 冷暖房完備
建	物	延床面積	4 4 9 8. 8 8 m <sup>2</sup>
		利用定員	9 0 名

# (1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人当たり面積
1人部屋	9 0	1030.14 m²	1 1. 4 4 m²

### (2) 主な設備

設備の種類	数	面積	備考
共同生活室	1 0	3 4 2. 7 0 m <sup>2</sup>	
浴室	6	66. 19 m²	特殊1室・一般浴5室
医 務 室	1	25.14 m²	

### 6. 職員の職種、員数及び職務内容

従事者の職種	職員の員数	職務の内容
施 設 長	1名	施設の業務を統括する。
医 師	1名以上	入居者の健康管理及び診療に関すること。
介護支援専門員	1名以上	入居者の介護計画の作成に関すること。
生活相談員	1名以上	入居者の生活相談、面接、身上調査、入居者処遇の企画
		及び実施に関すること。
介 護 職 員	3 4 名以上	入居者の日常生活の介護、援助に関すること。
看 護 職 員	3名以上	入居者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に関す
1 皮 椒 貝	1 3 石丛工	ること。
管理栄養士	1名以上	給食の管理及び栄養指導に関すること。
機能訓練指導員	1名以上	入居者の機能回復訓練に関すること。
事 務 員	4名以上	庶務及び会計業務に関すること。
調理員	5名以上	(委託調理員)給食業務に従事する。

※人員配置 I 型 (利用者数に対する介護・看護職員数の比率が常勤職員換算で3対1以上)、 夜勤条件基準型 (夜勤職員6名) とします。

また、日中についてはユニット毎に1名以上、夜間については2ユニット毎に1名以上を配置します。

# 7. 職員の順守事項(運営規定第39条抜粋)

秘密保持	1. 本苑の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は 家族の秘密を漏らしてはならない。なお、本苑は、本苑の職員であった 者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させる為に、職員で なくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇 用契約の内容とする。 本苑の職員は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用い る場合にはその利用者の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。 利用者の家族の個人情報を用いる場合はその家族の同意を、あらかじめ

# 8. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付によるサービス

サービスの種類	内	容
食事		3 0
排 泄	・利用者の身体的能力に応じて、おむつ使用など適切に排泄介助を	トイレ誘導・ポータブルトイレの配置・ 行い、排泄の自立を援助します。
入浴	<ul><li>・週2回入浴していただきます。</li><li>予定の入浴日に入浴できなかったるいは清拭を行うなどの方法によ</li></ul>	方は、他の入浴日に入浴して頂く、あ り、身体の清潔に努めます。
離床、着替え整容、その他	・寝たきり防止の為、できる限り ・生活のリズムを考え、毎朝夕の ・適切な整容を行い、個人として ・シーツ交換は週1回、寝具の消 ・衣類の洗濯は、当施設で随時行 (クリーニングの必要なものは	着替えを行うよう配慮します。 の尊厳に配慮します。 毒は定期的に行います。 います。
機能訓練	・ご利用者の身体状況、障害の程序 低下防止に努めます。	でに応じた機能訓練を行い、身体機能の ではない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
健 康 管 理	・当施設の嘱託医師を中心にご利 ・検査や治療が必要な場合や、嘱託 家族の方において通院付き添いを ・緊急に必要な場合には、協力医	光医師以外の診察を希望される場合は、 お願いします。
相談及び援助	・行政機関への各種手続きなど、 に応じ、可能な限り必要な援助を	ご利用者本人及びご家族からのご相談 行います。
送迎等	ご家族の付き添いが困難な場合は していただきます。	、介護タクシー等を実費負担にて利用

(2) 介護保険給付以外のサービス (実費徴収あり)

サービスの種別	内	容
理美容	・定期的に来所する「移動理美	容車」若しくは個別外出等の機会に、
上	理髪店又は美容院をご利用下さ	い。
金銭出納管理	・印の保管	
<b>立</b> 立	・支払い代行サービス	
教養娯楽等	・生花・書道・音楽・手工芸な	どの活動、季節行事、レクリエーショ
教 食 炽 米 寺	ンなどを行い、施設生活が実り	あるものとなるよう努めます。
日常生活品	・衣類の購入その他日常生活に	必要な費用で利用者本人に係わるもの
日 市 生 伯 印	は、自己負担となります。(おむ	っつ代は除きます)

- 9. 利用料(契約書別紙 ユニット型記載のとおり)
- (1) 介護保険給付
- (2) 介護保険給付外サービス

#### <利用料等の支払い方法及び支払い期日>

利用料等の支払い方法及び支払い期日は次のとおりです。

当月分を翌月の口座引落日(毎月26日)に自動引落の方法により、お支払い頂きます。なお、 自動引落の手続きが終了するまでは、ご指定の通帳から当施設の口座への振込の方法によるも のとさせて頂きます。

10. 施設サービス計画の策定を担当する介護支援専門員は、(清木 淑子)です。サービス計画の変更のご希望等がありましたら、ご連絡下さい。

なお、担当する介護支援専門員あるいは当施設の提供する施設サービスについて、苦情等お 困りのことがございましたら、下記苦情受付窓口までご連絡下さい。

#### 苦情等申立窓口

	受付担当者 植村 陽子
受付窓口	連 絡 先 電話番号 0834-25-2800
	FAX 番号 0834-25-2840
	※緊急の場合以外は、月~金曜日の午前8時30分から午後5時までにご連絡下さい。

#### 当施設以外の苦情受付機関

○周南市役所 高齢者支援課

周南市岐山通1丁目1番地 (0834-22-8467)

○下松市役所 長寿社会課

下松市大手町3-3-3 (0833-45-1831)

○光市役所 高齢者支援課

光市光井2丁目2番1号 (0833-74-3003)

○山口県国民健康保険団体連合会

山口市朝田1980-7 (083-995-1010)

〇山口県福祉サービス運営適正化委員会(福祉サービス苦情解決委員会) 山口市大手町9-6 ゆ~あいプラザ山口県社会福祉会館2F

(083 - 924 - 2837)

○上記以外にお住まいの方は、最寄りの市役所の担当課にご連絡ください。

#### 11. 急変時等の対応

当施設のサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合・事故が発生した場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関、ご家族への連絡を行う等の必要な措置を行います。

#### 12. 事故発生時の対応

- (1)サービス提供により事故が発生した場合には速やかに家族、県、市町村等の関係機関に連絡を行うと共に必要な措置を取らせていただきます。
- (2) サービス提供時において施設管理や施設業務などに起因する事故により法律上の賠償責任 を負った場合は、施設加入の損害保険により速やかに損害賠償を行います。ただし、施設の 責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

### 13. 協力医療機関

	P942 4 11/1/10/4124					
医规	療機関の	名称	医療法人 イオキ会	地域医療支援病院		
			徳山クリニック	オープンシステム徳山医師会病院		
所	在	地	周南市大字栗屋839番地の1	周南市慶万町10-1		
電	話 番	号	0834-25-1136	0834-31-2350		
診	療	科	内科、循環器科、呼吸器内科、	神経内科、泌尿器科、呼吸器内科、		
			腎臓内科、眼科	整形外科、消化器科・外科、循環器		
				内科、消化器内科、放射線科、		
				リハビリテーション科		
入	院設	備	無し	有り		

#### 14. 協力歯科医療機関

医療機関の名称			ろ称 こうしゅうしん	水野歯科医院	
所	右	Ē	地	周南市大字櫛ヶ浜511-1	
電	話	番	号	0834-25-0043	
入	院	設	備	無し	

# 15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める「社会福祉	法人栗屋福祉	:会消防計画書」に貝	り対応します。
	別に定める「社会福祉	法人栗屋福祉	L会消防計画書」に見	則り夜間及び昼間
	を想定した避難訓練を	実施します。		
平常時の訓練	設備名称	設 置	設備名称	設 置
	屋内散水栓	0	誘導灯	0
防災設備	消 火 器	0	防火シャッター	0
	自動火災報知機		避難階段	0
	非常通報装置		避難口	0
	防煙パネル	0	防火垂れ壁	0
消防計画等	防火管理者 西本 智	之		

# 16. 当施設ご利用の際に、留意いただく事項

·	、笛息いたと、事項
	・来訪者は、面会時間(8:00~18:30)を遵守し、面会の際には面
来 訪 ・ 面 会	会簿にご記入下さい。
	・来訪者が宿泊される場合は、必ず許可を得て下さい。
ы ж	・外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を記入し、申し出て下
外 泊 · 外 出	さい。
	・施設内の居室や設備、器具は、本来の用法に従ってご利用下さい。
設備器具等の利用	これに反したご利用により破損等が生じた場合は、賠償して頂くこ
	とがあります。
	・当敷地内は禁煙です。飲酒は、健康管理上で支障がない方に限り、
喫煙・飲酒	誕生会等の許可した場合のみできます。
迷惑行為等	・騒音等他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮願います。また、むや
上	みに他の入居者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
	・所持品管理は各自で行っていただき、特に貴重品は身元引受人が
貴重品等の管理	管理して下さい。管理することが困難な場合は、生活相談員にご相
	談下さい。
ウ数スの他の活動	・施設内で他の利用者に対する宗教活動・政治活動・販売活動等は、
宗教その他の活動	ご遠慮下さい。
動物飼育	・施設内へのペットの持ち込み及び飼育はできません。

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入居にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所 社会福祉法人 栗屋福祉会

所在地 周南市大字栗屋792番地の1

名 称 特別養護老人ホーム くりや苑

印

印

説明者

氏 名

私は、契約書および本書面により、事業所から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名 印

身元引受人 続柄

住 所

氏 名 印